

杉並区協働推進計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

修 正 案

協働推進計画 修正取組一覧

方針1 多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度の実施

P1

修正案

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度 ^{※1} の実施		地域課	
		公民連携担当	
<p>協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。また、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていくため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携を推進するための新たな仕組みを検討していきます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施 新たな仕組みの検討	二 新たな仕組みの実施準備
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度: 区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

・協働の取組をより地域の課題解決に生かす仕組みとしていくための一環として、令和7年度(2025年度)から協働提案制度の見直しを行う。

現行

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度 ^{※1} の実施		地域課	
		—	
協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度:区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度